

国保からのお知らせ

『保険証』が更新されます！

国民健康保険被保険者証（保険証）が、4月1日から新しいものに切り替わります。

○保険証の交付

新しい保険証は、3月下旬に郵送（配達記録郵便）されますが、次の方々は、住民課窓口での交付となります。

- ◆3月中に国保資格の異動があつた方
- ◆国保税が滞納となつてている方

○保険証の取扱いについてのお願い

- ◆保険証が交付されたら内容を確認しましょう。
- ◆受診の際は、必ず保険証を持参しましょう。
- ◆職場の健康保険に入ったときは、国保係に届出をしましょう。

○保険税を滞納している場合の取扱い

特別な事情もなく保険税を滞納している方には、次のような措置がとられます。

- ◆有効期間の短い『短期被保険者証』の交付
- ◆『被保険者資格証明書』の交付

納期限から1年経過しても滞納を続けていると、保険証を返却することになり、『被保険者資格証明書』が交付されます。この証明書では、医療機関の窓口で医療費の全額を自己負担することになります。支払った医療費は、申請に基づいて後日払い戻しが受けられます。

『退職者医療制度』が4月から変わります！

会社などを退職し、国保に加入して年金を受給している方は、老人保健に該当するまでの間、退職者医療制度で医療を受けることになりますが、健康保険法等の改正に伴い、4月1日から患者負担割合が変わります。

患者負担割合

患者負担割合は、今まで退職被保険者本人は、入院、入院外ともに2割、被扶養者は、入院が2割、入院外が3割でしたが、4月1日からは、70歳以上の人及び3歳未満の人を除き、3割負担となります。

平成15年3月31日まで

退職被保険者本人

入院・入院外 2割
70歳以上 1割 (一定以上所得者は2割)

被扶養者

入院 2割
入院外 3割
3歳未満 2割
70歳以上 1割 (一定以上所得者は2割)

平成15年4月1日から

退職被保険者本人

70歳未満 3割
70歳以上 1割 (一定以上所得者は2割)

被扶養者

3歳以上70歳未満 3割
3歳未満 2割
70歳以上 1割 (一定以上所得者は2割)